

公益財団法人 日本盲導犬協会
役員等の報酬等及び費用の支給に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本盲導犬協会（以下「協会」という。）定款第14条及び第30条の規定に基づき、協会の役員等の報酬等及び費用の支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。
- (2) 常勤役員とは、主たる事務所又は従たる事務所を勤務場所にする理事をいう。
- (3) 非常勤役員等とは、常勤役員以外の理事、監事並びに評議員をいう。
- (4) 報酬とは、職務遂行の対価として受ける財産上の利益である報酬額、賞与及び退任慰労金をいう。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費交通費（通勤費及び宿泊費を含む）等の経費をいう。

(報酬額)

第3条 常勤役員の報酬額は、年間の総額が当該年度予算の経常収益の5%を超えない範囲において、評議員会で別に定めることとする。個々の報酬額は、別表に定める支給基準により、理事会が定める。

- 2 常勤役員には、賞与を支給しない。また、非常勤役員等には報酬等を支給しない。

(費用)

第4条 常勤役員が、その職務の遂行に当たって負担した費用については、本人からの申請に基づいてその実費を支払う。

- 2 非常勤役員等に弁償する費用については、実費相当額を支払うことができる。

(報酬の支給)

第5条 報酬の支給日、支給方法並びに控除する額等支給に関する詳細は、協会の職員を対象とする給与規程に準ずる。

(講師謝金)

第6条 非常勤役員等が外部の専門家や学識経験者として理事長より盲導犬訓練士学校、セミナー、研修会、研究会、若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたときは、評議員会が別に定める基準で講師謝金をその都度支給できる。

(退任慰労金)

第7条 退任した常勤役員には、第8条の算出基準に基づき、退任慰労金を支給する。

(退任慰労金の算出基準)

第8条 退任慰労金の支給額は、次の算式により算出された額とする。

最終月額報酬×在任年数

(退任慰労金の支払い時期)

第9条 退任慰労金の支払い時期は、退任後2箇月以内を原則とする。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決で行う。

(補足)

第11条 この規程の実施に必要な事項は、理事長が定める。

附則

この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行し、従前ある定めは、この規程の施行をもって廃止する。

平成30年6月22日一部改正

(別表)

常勤役員報酬 年額支給基準 (一人当たり)

区分	支給額 (年額)
A	600万円以上800万円未満
B	800万円以上1000万円未満
C	1000万円以上1200万円未満